

(石川課長)

御起立をお願いします。

一同、礼。

御着席ください。

(教育長)

ただいまから、令和8年第2回松山市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は河原委員が欠席されていますが、定足数を満たしております。

本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

まず、本日の会議録署名人に芳野委員を指名いたします。

それでは、議事に移ります。

日程第1 議案第3号「第5次まつやま教育プラン21の策定について」を議題といたします。

石川教育総務課長から説明を求めます。

(石川課長)

教育総務課の石川です。よろしく申し上げます。

議案第3号「第5次まつやま教育プラン21の策定について」御説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。「まつやま教育プラン21」は本市の教育行政全般にわたる指針であり、その目標や推進姿勢、具体的な施策等を体系的に示したものです。現行の「第4次まつやま教育プラン21」の計画期間が今年度までとなっていることから、令和8年度からの5か年計画を定めるものです。

それでは、別紙としてお手元にお配りしています「第5次まつやま教育プラン21」(案)をご覧ください。1枚めくっていただきますと、1ページに策定の背景と趣旨を記載しています。策定に当たりましては、これまでの取組の成果を検証するとともに、児童生徒、保護者や教育関係者、無作為抽出した市民等を対象に、アンケート調査を行ったほか、懇話会を開催して、有識者から御意見を伺いながら、検討を重ねてきました。

また、12月16日から1月23日までパブリックコメントを実施し、本案をまとめました。

3ページをお願いします。

第2章「教育を取り巻く現状と課題」は、今回の計画から新たに追加した章で、3つの項目で構成されています。

1つ目の項目は「時代の潮流」として、教育を取り巻く社会情勢や国の動向など、近年のトピックスを掲載しています。

6ページをお願いします。

2つ目の項目は「統計データ等からみる松山市の現状」として、人口の推移や学校教育に関する各種データのほか、図書館や子規記念博物館などの利用状況を掲載しています。

13ページをお願いします。

3つ目の項目は「第4次プランの評価・検証」として、主な取組の成果や課題を、施策方針ごとにまとめています。

17ページをお願いします。

教育行政の目標として「生きる喜びが実感できる人づくり」を掲げており、市民一人ひとりが幸せや喜びを実感できる社会を願って、これまでの目標を継承したいと考えています。

続きまして、18ページをお願いします。

計画を進めていく上での横断的な推進姿勢として「1. 開かれた教育行政の推進」、「2. 時代の動きに即応した教育行政の推進」、「3. 学校・家庭・地域と連携した教育行政の推進」を掲げています。

次に、19ページをお願いします。

今回のプランでは、目標を実現するため、4つの基本方針を定めました。

まず1つ目「生きる力を育む学校教育の充実」については、学校での教育活動の方針として、学校教育の一層の充実を図り、子どもたちが自ら考え、判断し、主体的に行動できる力や、自らの未来を切り開くための「生きる力」を育むことを目指すものです。

2つ目「子どもたちが安心して学べる教育環境の整備」については、学校教育を支える体制づくりの方針として、多様な個性や課題を抱える子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じ、全ての子どもたちが安心して学び、個性や能力を發揮して成長できる教育環境の実現を目指すものです。

次に20ページをお願いします。

3つ目「家庭・地域・学校との連携による教育の推進」については、家庭・地域・学校の連携を基盤に、子どもが安心して成長できる環境を整え

るとともに、地域住民が教育に参加し、役割と生きがいを感じられる地域の実現を目指すものです。

4つ目「生涯を通して学び、活躍できる環境の整備」については、多様な人々との交流や社会参画の機会を通し、松山ならではの特色ある学びの基盤づくりを着実に進め、市民が生涯にわたって学び、成長できる社会の実現を目指すものです。

21ページをお願いします。

先程の4つの基本方針を柱に、13の施策方針など本計画の体系図を掲載しています。

22ページをお願いします。

ここからは、施策方針ごとに施策内容や、重点的な取組をまとめており、今回、見開きでご覧いただく構成に変更し、左側は、施策方針の説明や施策方針に紐づく各施策の内容や方向性を掲載し、右側は、各施策の中で特に力を入れる「重点的な取組」や数値目標を掲載しました。具体的な目標値を明確にすることで、各取組を着実に推進していきたいと考えています。

本計画については、これまでのプランを継承しながら、見直すべきところは見直しを行い、時代の変化に伴う課題に対応していくため、新たな要素を盛り込みながら策定を進めてきましたが、その中でも、主な点について説明します。

まず、22ページから25ページにかけての、基本方針1の施策方針(1)「自ら未来を切り開くための確かな学力の育成」については、子どもたちが自ら考え、判断し、主体的に行動できる力を育成するため、23ページ中ほど「教える授業」から「学び合う学習」への転換を図る「松山の授業モデル」の活用などで、授業改善を継続していきます。

また、GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の活用など、ICTを活用した学びの変革が進展する一方で、児童生徒が情報を適切に取捨選択する力を育てる重要性も高まっています。

25ページ中ほど、引き続き、ICTを活用した情報教育の推進に向け、教職員の支援体制を充実させるほか、新たに「情報リテラシー・情報モラル教育」を重点的な取組と位置づけ、児童生徒へ情報リテラシー及び情報モラルを適切に指導するため、教職員研修を実施し、指導力の育成を図ります。

次に、34ページをお願いします。

34ページから37ページにかけての、基本方針2の施策方針(1)「多様な教育的ニーズに応じた支援の充実」については、児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うほか、様々な理由で不登校になっている児童生徒に寄り添いながら、全ての子どもの学びを保障する支援を充実させ、個性や能力を発揮して成長できる教育環境の実現を目指します。また、家庭の経済状況に関わらず、誰もが安心して平等に教育を受けることができるよう支援を行います。

次に、40ページをお願いします。

40ページから43ページにかけての、基本方針2の施策方針(3)「持続可能な学校づくり」についてですが、児童生徒が安心して学べる学校であるためには、学校教育の担い手である教職員の資質能力の向上と業務の負担軽減により、教職員をはじめとする学校全体のウェルビーイングを向上していくことが重要です。研修等により教職員の指導力を向上させるとともに、デジタル技術を活用した業務の効率化、人的支援の充実のほか信頼される学校づくりに取り組むことで、保護者や地域と連携した持続可能な学校づくりを目指します。

43ページ中ほど、今回、新たに重点的な取組に位置付けた「業務量管理・健康確保措置計画の進行管理」では、教職員がワーク・ライフ・バランスの充実や心身の健康の保持を図るとともに、児童生徒に、より丁寧に関わり、質の高い授業や個に応じた指導等、効果的な教育活動の実践に集中できるよう、業務分担の見直しや適正化、環境整備等を総合的に推進し、教職員の働き方改革を進めます。

次に、46ページをお願いします。

46ページから47ページにかけての、基本方針3の施策方針(2)「地域で子どもを見守る体制づくりの推進」では、子どもたちが健やかに成長できる環境を実現するため、コミュニティ・スクールの導入や、地域学校協働本部の整備など、地域ぐるみで支え合う体制づくりを推進します。地域住民の教育への参画を促進し、学校だけでなく地域一体となって子どもを育てる環境づくりを進めるとともに、家庭での教育活動を支援し、地域とのつながりを高める取組を行うほか、ボランティア活動や社会参画などの体験を通して、社会全体で子どもの健全な育成を目指します。

また、56ページ以降には、各課が実施していく

事業・取組を施策体系別に整理した一覧を掲載しています。

最後に、74ページをお願いします。

資料編として、計画策定に当たり、昨年7月に実施したアンケートの結果を一部抜粋して掲載しており、本計画で新たに追加した項目となります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見等はございませんか。

(緒方委員)

先ほど御説明いただきました「第5次まつやま教育プラン21」ですが、これは現行のプランを受けて、継続して多くの事業に取り組んでいこうということも分かりました。

一方、「第5次まつやま教育プラン21」は、令和12年度までの5か年の松山の教育施策を進めるものですから、今後予想される教育課題に対応できるものでなくてはならないと思います。

事前に、施策体系の説明をしていただいたんですが、第5次プランは、この施策体系を再構成したというふうに伺いました。具体的に申し上げますと、第4次プランの施策体系のうち、基本方針2「生きる力を育む学校教育の充実」が、第5次プランでは、基本方針1「生きる力を育む学校教育の充実」と、基本方針2「子どもたちが安心して学べる教育環境の整備」に分割されたとのことでした。

これまでも教育環境の整備は、限られた予算の中でも優先して行われてきたとっておりますが、不登校、ICT環境の整備、教職員の働き方改革などは、今や学校現場、教員の努力だけではどうにもならないところまで来ております。

これは、このような現状を踏まえていただいた上で、対応を整理していただいたのだと思っております。

第5次プランの基本方針2として、「子どもたちが安心して学べる教育環境の整備」が大きく掲げられたことは学校現場にとって大変心強いことだと思います。

子どもたちに学びを保障することが教育委員会の大きな責務の一つだと思いますので、このように施策大綱を整えられて、それぞれに掲げられた施策が実現されていくことを期待しております。

以上です。

(教育長)

ありがとうございました。

他に御意見等ございませんか。

(田中委員)

第4次プランと比べてずいぶん整理され、分かり易くなっているなというのが、感想になります。見開きになっているというのは本当に見やすいなと思いました。

基本方針が、学校教育、教育環境、家庭・地域・学校との連携、生涯学習という順番になっているのも、非常に頭に入りやすいとか、分かりやすいという形になっていると思います。

4次プランの方は、学校教育の施策9方針がまとまっていたので、とても煩雑で分かり難いというのが正直な印象でしたが、今回、学校教育と教育環境に分けて、的確に整理されています。

4次の項目をどういうふうに5次に繋げたかという表を見せていただいたんですが、本当に的確にまとめられているなと思いました。

また、目標値も設定されているということで、市民の方から見たら、教育委員会の意気込みとかやる気が伝わるものではないかなと思います。

それから、読み進めていきますと、最後の56ページから事業・取組の一覧があるんですが、本当に各課で多くの事業に取り組んでいただき、本当に頭が下がる思いです。

全体を通して、今後の教育の流れが見通されていますし、この松山の教育に必要な部分というのが、きちんと計画されていることを、本当に感謝したいと思います。

ありがとうございました。また、よろしく願います。

(教育長)

ありがとうございました。

他に御意見等ないですか。

(一同)
なし

(教育長)

他に意見がないようでございますが、こういう形で第5次のプランが出来上がりました。

皆様方の努力のおかげで、先ほど委員さんからありましたように、非常に見やすく、中身も充実したものになっているのではないかと考えていますが、大切なことは、作って終わりではなく、作ったものを、今後5年間でどこまで実行していくかという中身だと私は思います。

事務局長を中心に、事務局のスタッフの方々から知恵と工夫を凝らして、前例踏襲にこだわらずに良い施策が展開できるように努力をしていただけたらと思います。ここからがスタートだということを肝に銘じて、進めていただくようお願いしたいと思います。

それでは、採決いたします。

議案第3号「第5次まつやま教育プラン21の策定について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)
なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第2 議案第4号「松山市奨学生選考委員会委員の退任及び任命について」を議題といたします。

石川教育総務課長から説明を求めます。

(石川課長)

教育総務課の石川です。よろしく申し上げます。

配布資料の3から5ページをお願いいたします。

議案第4号「松山市奨学生選考委員会委員の退任及び任命について」御説明いたします。

松山市奨学生選考委員会委員につきましては、令和7年度当初に改選し、2年間の任期で、8名の委員を任命しています。

このたび、委員の栗田裕子氏から一身上の都合により退任の申し出があり、後任として、松山市民生児童委員協議会から御推薦をいただきました、新玉地区民生児童委員協議会会長別府暢子氏を任命するものです。

なお、任期については、前任者の残任期間である令和9年3月31日までです。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見、御質問等はありませんか。

(一同)
なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第4号「松山市奨学生選考委員会委員の退任及び任命について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)
なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案どおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第5号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を議題といたします。

毛利地域学習振興課長から説明を求めます。

(毛利課長)

地域学習振興課の毛利です。よろしく申し上げます。

お手元の資料6ページをお願いいたします。

議案第5号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」御説明いたします。

公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条及び松山市民生児童委員協議会第3条により教育委員会が委嘱することになっています。

今回は、垣生公民館運営審議会委員である水野健二氏から退任届の提出があり、その後任として公民館長から白石功氏の推薦がありましたので、議案として上程いたします。

なお、任期は、令和8年2月11日から令和9年3月31日までです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(教育長)

以上で説明は終わりました。

この件に関し、何か御意見、御質問等はありませんでしょうか。

(一同)

なし

(教育長)

意見等もないようですから採決いたします。

議案第5号「公民館運営審議会委員の退任及び委嘱について」を原案どおり決定することについて御異議ございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案どおり決定いたしました。

本日予定の日程は以上となりますが、委員の皆様から何か御意見や御質問などはございませんか。

(一同)

なし

(教育長)

ないようでございますので、以上をもちまして、本日予定の日程は終了いたしました。

これを持ちまして、令和8年第2回定例会を閉会いたします。

(石川課長)

御起立をお願いします。

一同、礼。